

東海第二発電所 新規規制基準への適合に係わる工事計画変更（要目表及び添付書類）  
申請書の扱い及び検査の対応方針について

1. はじめに

- 東海第二発電所 新規規制基準への適合に係る工事計画（平成30年10月18日認可。以下「SA工事計画」という。）について、現場での施工の観点や確認を踏まえて詳細設計を行った結果、要目表や添付書類の一部に変更の必要が生じている。
- 上記のうち、要目表や基本設計方針等の、法令上<sup>※1</sup>、工事計画変更認可申請が必要な案件については、当該申請の変更認可を受け、使用前検査又は使用前事業者検査を実施する予定にしている。
- 一方、法令上、工事計画変更認可申請に該当しない添付書類の変更について、以下のとおり、扱いを整理した。

※1：炉規法第43条の3の9第2項該当事項

2. 工事計画の変更手続き時期及び検査時期について

- 基本設計方針及び要目表に係る部分は、工事計画変更認可申請を実施し、当該申請が認可された後に検査を行う。
- 添付書類に係る部分については、事業者の自主管理のもとCR管理（不適合）に基づき、技術基準適合性への影響の有無を確認した後に以下の対応を行う。
  - ① 技術基準適合性への影響がある場合  
影響することを確認した時点で、当初認可を受けた工事計画変更認可申請書の評価方法が変わる場合、面談等で工事計画書への影響をご説明し、基本設計方針及び要目表への影響を確認したうえで、修正した添付書類を用いて検査を実施する。
  - ② 技術基準適合性への影響がない場合  
変更が必要なことを確認した時点で、CR管理（不適合）による管理を実施して、事業者にて変更内容を管理し、修正した添付書類を用いて検査を実施する。<sup>※2</sup>

※2 使用前検査への対応として、変更が必要なことを確認しCR管理（不適合）を実施した旨等の結果を速やかに規制庁検査部門に連絡し、その上で適合性確認検査を実施し、使用前検査に影響が生じないようにする。

(例)

- 本文に関わらない仕様（配管ルート、構造、材料、寸法等）の変更によっても、評価結果の裕度が変わらない、または裕度が増す場合
- 仕様の変更による添付図面の修正
- 設備、機器名称の修正

以上